

## ざいりゅうしかく 在留資格

国際学生のみなさんは、大学で教育を受けるという目的で日本への滞在が許可されています。日本滞在中は常に在留カードを携帯する義務および「出入国管理及び難民認定法」に基づき、必要な手続きを行う必要があります。

※在留カードの裏面は住所等を自分で記入した場合、無効となりますので、絶対に記入しないでください。

### ざいりゅうしかく にゅうかんほう ざいりゅうしかく 入管法について正しい理解が必要です

ルールを守らないと、在留期間の更新や資格外活動許可が不許可になったり、国外退去処分になる場合があります。APUで学生生活を送る上で在留資格や入管法について正しく理解することが必要です。

在留資格の詳細、各種手続きについては、スチューデント・オフィスの在留資格のページを確認してください。

<https://www.apu.ac.jp/studentssupport/visa/>

在留資格に関し、スチューデント・オフィスからキャンパスターミナルの「あなた宛の重要なお知らせ」で重要な連絡をする場合があります。必ず定期的に確認し、早急に対応し必要な手続き等を確実に行ってください。

### 【重要！】単位修得と在籍確認について

留学ビザの滞在目的は、教育を受けること、および学業に専念することです。文部科学省は、学業成績の良好でない者に対する厳格な指導を徹底するよう、大学に対し要請しています。

在留資格「留学」の期間更新をする際、出入国在留管理局で単位修得状況が審査されますので、各セメスターで単位をきちんと修得できているかが非常に重要となります。取得単位数が少ないと、在留期間更新ができず、APUでの学習を続けることができませんので退学となります。

また文部科学省は、国際学生の毎月の学業活動の報告（在籍確認）も大学に義務付けています。そのため、国際学生は毎月必ずMoodle上で行う「在籍確認サーベイ」に回答をする必要があります。特別な事情がなく、3ヶ月以上回答をしなかった場合は、在留期間の更新ができなくなるだけでなく、文部科学省と福岡出入国在留管理局に「行方不明者」として報告します。

## かくしゅてつづき とどけで 各種手続・届出について

### ざいりゅうきかん こうしん 〈在留期間の更新〉

こうしんてつづき がくせいじしん おこな  
更新手続は、学生自身がオンラインにて行います。

しんせいじ き ちか  
申請時期が近づいたらキャンパスターミナルの「あなた宛のお知らせ」に申請方法の案内を送りますので、  
ぜんいんかなら してい きげん しんせい おこな  
全員必ず指定された期限までにオンライン申請を行ってください。

きじつ まも ざいりゅうきげん ひつようてつづ おこな ばあい ふほうたいざい にほん きょうせいたいきよ  
期日を守らず在留期限までに必要手続を行わなかった場合、不法滞在となり日本からの強制退去  
しょぶん ねんかん にゅうこく ふ か  
処分（5年間の入国不可）となります。

そつぎょう ごしゅうしょくかつどう とくていかつどう え ばあい あんない  
卒業後就職活動のために、特定活動ビザを得たい場合は、スチューデント・オフィスからの案内に  
もと しんせい ひつよう  
基づいて申請が必要です。

### ざいりゅう ふんしつ 〈在留カードを紛失した場合〉

じさん うえ べつ けいさつしょ ふんしつとどけで しょうめいしょ ふんしつぶつしょうさい めい き ふ か  
パスポートを持参の上、別府警察署で紛失届出の証明書（紛失物詳細が明記されていないものは不可）  
をもらってから、パスポートと顔写真（縦4cm×横3cm、提出前3ヶ月以内に撮影されたもの）を  
も にゅうかん ざいりゅう はっこうしんせい おこな あたら ざいりゅう こうふ かなら  
持って入管で在留カード発行申請を行ってください。新しい在留カードが交付されたら、必ずスチュー  
デント・オフィスにその旨を申し出てください。

### てんきよ じゅうしょ へんこう ばあい 〈転居をして住所が変更になった場合〉

しやくしょ じゅうしょへんこうてつづ おこな  
市役所で住所変更手続を行ってください。

じぶん うらがき ばあい ざいりゅう むこう かなら しやくしょ てつづ おこな  
※自分で裏書した場合は在留カードが無効となるので、必ず市役所で手続を行ってください。

### じゅうしよがい なまえ こくせきなど こうもく へんこう ばあい 〈住所以外（名前や国籍等）の項目が変更になった場合〉

にゅうかん い ひつよう てつづ おこな へんこうご あたら ざいりゅう こうふ  
入管に行き、必要な手続を行ってください。変更後、新しい在留カードが交付されたらスチュー  
デント・オフィスでも確認を行いますので、来室し変更の旨を報告してください。

### 第3章 国際学生の在留資格・資格外活動許可

## いちじきこく かがいりょうこう にほん いちじてき はな ばあい 一時帰国、海外旅行などで日本を一時的に離れる場合

にほん しゅつこく さい しゅつぱつこう くにほん さいにゅうこく いし ひょうめい ひつよう しゅつこくじ こうこう  
日本を出国する際に出発空港で日本に再入国する意思を表明する必要があります。出国時に、空港や  
こうこう しゅつこくしんさじょう せっち さいにゅうこくしゅつにゅうこくきらく かなら かき  
空港の出国審査場に設置されている「再入国出入国記録 E Dカード」に必ず下記のいずれかにチェッ  
クをしてください。

### さいにゅうこく きぼう かた 【再入国を希望する方は】

1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。

### ゆうこう さいにゅうこくきよか も かた ゆうこうきかかない さいにゅうこく よてい かた 【有効な「再入国許可」をお持ちの方で、有効期間内に再入国の予定がない方は】

2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。

### 新様式の再入国出入国記録

<p><b>外国人用 (再入国)</b> 再入国記録 DISEMBARKATION CARD FOR RE-ENTRANT ②</p> <p style="text-align: center;">【 ARRIVAL 】</p> <p>氏名 Family Name Name Given Names</p> <p>生年月日 Day/Month/Year 航空機先着名 Destination</p> <p>航空機番号 Light-Aircraft No. 出国予定期間 Period of stay out of Japan</p> <p>次の方のいずれかに☑を記入してください。 Please check either one of the boxes below.</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。 I am leaving Japan temporarily and will return.</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。 I do not plan to re-enter Japan while my re-entry permit is valid. (地方入国管理官署で「再入国許可」を受けており、その有効期間内に再入国予定のない方は、☑して下さい。) (Check the box if you do not plan to re-enter Japan while your re-entry permit, which you have obtained at a regional immigration bureau, is valid.)</p> <p>署名 Signature</p> <p>官用欄 Official Use Only</p>	<p><b>再入国出国記録 EMBARKATION CARD FOR RE-ENTRANT ①</b></p> <p style="text-align: center;">【 DEPARTURE 】</p> <p>氏名 Family Name Name Given Names</p> <p>生年月日 Day/Month/Year 航空機先着名 Destination</p> <p>航空機番号 Light-Aircraft No. 出国予定期間 Period of stay out of Japan</p> <p>次の方のいずれかに☑を記入してください。 Please check either one of the boxes below.</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。 I am leaving Japan temporarily and will return.</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。 I do not plan to re-enter Japan while my re-entry permit is valid. (地方入国管理官署で「再入国許可」を受けており、その有効期間内に再入国予定のない方は、☑して下さい。) (Check the box if you do not plan to re-enter Japan while your re-entry permit, which you have obtained at a regional immigration bureau, is valid.)</p> <p>署名 Signature</p> <p>官用欄 Official Use Only</p>
--	--

次の方は、必ずいずれかに☑して下さい。

- 再入国を希望する方は、  
☑ 1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。  
I am leaving Japan temporarily and will return.
- 有効な「再入国許可」をお持ちの方で、有効期間内に再入国の予定がない方は、  
☑ 2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。  
I do not plan to re-enter Japan while my re-entry permit is valid.  
(地方入国管理官署で「再入国許可」を受けており、その有効期間内に再入国予定のない方は、☑して下さい。)  
(Check the box if you do not plan to re-enter Japan while your re-entry permit, which you have obtained at a regional immigration bureau, is valid.)

出国予定期間のいずれかに必ず☑して下さい。

引用：入国管理局リーフレットおよびホームページ (<http://www.immi-moj.go.jp/re-ed/>)

※再入国を希望する場合、正しい箇所にチェックをしなければ、留学の在留資格が取り消され、日本への再入国ができなくなります。注意してください。

※休学中および退学後は、留学の在留資格を保持できません。休学・退学により日本を出国する場合は、「一時的な出国であり、再入国する予定です」にチェックを入れずに、空港の出国審査時に必ず留学ビザをキャンセルする旨を伝え、在留カードに穴を開けてもらってください。新しい在留資格は復学時に申し込むこととなります。

### さいにゅうこく さい ちゅうい 〈再入国の際の注意〉

再入国するときは、出国時のE Dカードを審査官に見せる必要があります。  
パスポートを更新した場合は、入国審査の時に必ず古いパスポートと在留カードも審査官に見せてください。

## しかくがいかつどうきよか しんせい 資格外活動許可の申請

こくさいがくせい だいがく きょういく う もくてき にほん たいざい きよか  
国際学生のみなさんは、大学で教育を受けるという目的で日本への滞在が許可されています。したがって  
にほんこくない しゅうにゅう がくない かつどう ふく しやれい え  
日本国内でのアルバイト（TAなど、収入をとる学内の活動を含む）、インターンシップ、謝礼を得る  
ちいきこうりゅう きょういく う もくてきがい かつどう ばあい かなら じぜん しゅつにゅうこくざいりゅうかんりきよく い かにゅうかん  
地域交流など、教育を受ける目的以外の活動をする場合、必ず事前に入出国在留管理局（以下入管）  
より資格外活動の許可を得た上で、許可された範囲内でのみ就労が認められています。

しかくがいかつどうきよか てつづ おこな ふほうしゅうろう がいどう こくがいたいきよ たいしゅう  
資格外活動許可の手続きを行わなければ、不法就労に該当してしまい、国外退去の対象となりますので、  
かなら じぜん しんせい さき さき ぐたいてき き ばあい  
必ず事前に申請してください（アルバイト先やインターンシップ先が具体的に決まっていな場合も  
しんせい  
申請できます）。

### しんせいほうほう 〈申請方法〉

しんせいしよるい ひつようじこう きにゅう うえ  
申請書類をアルバイトセンターのホームページでダウンロードし、必要事項を記入の上、スチューデ  
ント・オフィスに提出してください。

こじん ちよくせつ にゅうかん てつづ おこな  
※個人で直接、入管で手続きを行うことはできません。

### しんさきかん 〈審査期間〉

しんせい こうふ やく しゅうかん  
申請から交付まで約3～4週間かかります。

しんせいちゅう ざいりゅう へんきやく  
※申請中、パスポートと在留カードは返却できません。

きせい りょこう かいがい しゅつこく ばあい ひつよう ちゅうい  
帰省や旅行などで海外へ出国する場合は、パスポートが必要となるため、スケジュールに注意し  
よゆう しんせい  
余裕をもって申請してください。

### しんせいちゅう りゅういてん 〈申請中の留意点〉

しんせいちゅう ざいりゅう か みぶん しょうめい ざいりゅう てんぷ  
申請中は、パスポート、在留カードの代わりに身分を証明するものとして、在留カードのコピーが添付され  
た「パスポート及び在留カードの預かり証」を常に携帯することが義務付けられます。

しかくがいかつどうきよか みと しゅうろうじかん さんしゅう  
資格外活動許可で認められている就労時間については101ページを参照してください。

ふうぞくかんれんえいぎょう おこな ばしよ きんし ほんこくそうかん ばっきん ちようえき  
風俗関連営業が行われる場所でのアルバイトは禁止されています。本国送還・罰金・懲役などの  
しよぶん う ぜつたい  
処分を受けますので絶対にしないでください。